（職務遺族年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十八条の二　職務遺族年金の受給権者が、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により職務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～五　［略］

3　［略］

（職務遺族年金の併給調整事由等消滅の届出）

第二十八条の三　職務遺族年金の受給権者は、職務遺族年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

2　法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている職務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（受給権者の申出による職務遺族年金の支給停止に係る届出等）

第二十八条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする職務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（受給権者の申出による職務遺族年金の支給停止の撤回等）

第二十八条の五　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする職務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（所在不明による支給停止の申請）

第二十八条の六　法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項の規定により所在不明である者の職務遺族年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号並びにその者と加入者であつた者との続柄

二～四　［略］

2　［略］

（職務遺族年金の併給調整事由該当の届出等）

第二十八条の二　職務遺族年金の受給権者が、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第一項第三号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

2　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の四第二項の規定により職務遺族年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～五　［同上］

3　［同上］

（職務遺族年金の併給調整事由等消滅の届出）

第二十八条の三　職務遺族年金の受給権者は、職務遺族年金に係る併給調整年金の受給権が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

2　法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項までの規定により支給が停止されている職務遺族年金の受給権者は、その支給を停止される事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（受給権者の申出による職務遺族年金の支給停止に係る届出等）

第二十八条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする職務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（受給権者の申出による職務遺族年金の支給停止の撤回等）

第二十八条の五　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする職務遺族年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（所在不明による支給停止の申請）

第二十八条の六　法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項の規定により所在不明である者の職務遺族年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を受けようとする同順位者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びにその者と加入者であつた者との続柄

二～四　［同上］

2　［同上］